

統合小学校整備事業

落札者決定基準

令和8年7月

多 気 町

目 次

第 1	本書の位置づけ	1
第 2	事業者選定の概要	1
	(1) 事業者選定方式	1
	(2) 事業者の選定方法と選定の体制	1
第 3	審査の手順	3
	(1) 資格審査	3
	(2) 提案審査	3
第 4	資格審査	4
第 5	提案審査	4
	(1) 入札書類の確認	4
	(2) 基礎審査	4
	(3) 加点審査（性能評価点の算定）	4
	(4) 価格評価点の算定	5
	(5) 最優秀提案の算定	5
第 6	落札者の決定	5

添付資料

別紙1 基礎審査の評価基準

別紙2 加点審査の評価基準

第1 本書の位置づけ

統合小学校整備事業 落札者決定基準（以下「落札者決定基準」という。）は、多気町（以下「本町」という。）が設計・施工一括発注方式により統合小学校整備事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）の募集・選定を行うに際し、入札参加希望者に配付する入札説明書と一体のものである。

落札者決定基準は、落札者を決定するにあたって、最も優れた提案を行った入札参加者を選定するための方法及び評価基準等を示し、入札参加者の行う提案等の具体的な指針を示すものである。

第2 事業者選定の概要

(1) 事業者選定方式

本事業は、施設の整備について、効率的かつ効果的なサービスの提供を求めるものであり、事業者の幅広い能力等と、事業実施における経済性を総合的に評価し、選定することが必要である。

そこで、事業者の選定に当たっては、入札価格に加え、本町の要求するサービス水準との適合性及び業務の遂行能力や提案内容等を総合的に評価し、落札者を決定する総合評価一般競争入札方式を採用する。

(2) 事業者の選定方法と選定の体制

事業者の選定は、「資格審査」及び「提案審査」に分けて実施する。提案内容及び入札価格を総合的に評価し、最も優れた提案を行った者を最優秀提案者として選定した後、本町が落札者を決定する。

資格審査においては、入札参加者の参加資格について本町が審査を行う。なお、資格審査の結果は、提案審査の対象となる入札参加者の資格要件のみを審査し、提案審査における評価には反映させないこととする。

提案審査においては、基礎審査項目の充足の有無の審査を本町が行い、本事業の各業務に関する具体的な提案内容の審査は、本町が設置した学識経験者等で構成する統合小学校整備事業に係る事業者選定委員会（以下「事業者選定委員会」という。）が入札参加者から提出された提案書類の加点審査を行い、最優秀提案者を選定し、本町に選定結果を報告する。

本町は、事業者選定委員会からの報告を受けて、落札者を決定する。

事業者選定委員会の委員は、以下のとおりである。なお、入札参加者は、事業者選定委員会の委員に対し、直接又は間接を問わず、選定過程に影響を及ぼすおそれのある接触、働きかけ、情報提供、質問、贈答その他一切の行為を行ってはならない。

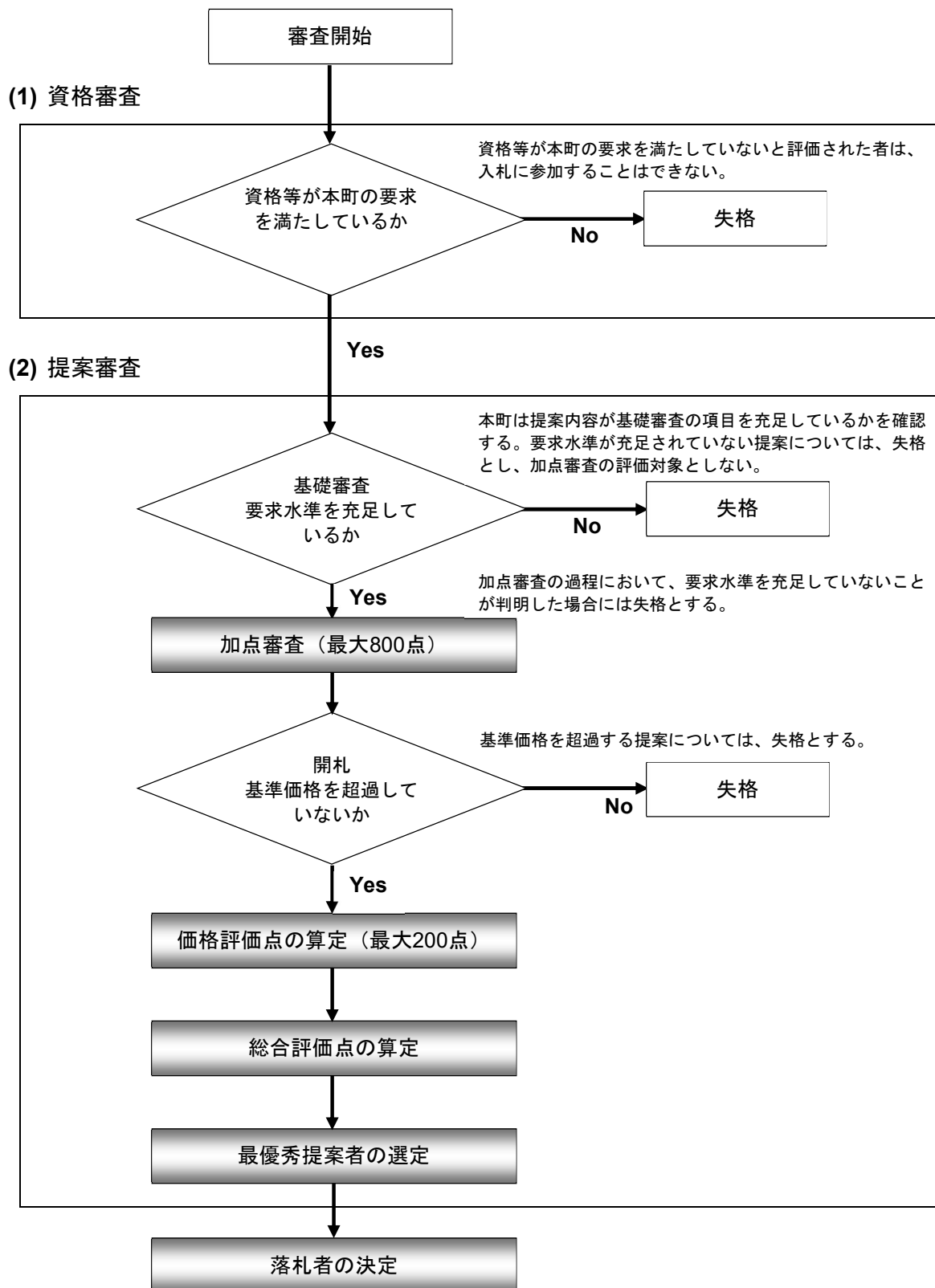
【事業者選定委員会 委員】

(敬称略)

役 職	氏 名	備 考（所属先等）
委員長	近藤 早映	三重大学大学院工学研究科建築学専攻准教授、 東京大学先端科学技術研究センター准教授
委員	伊藤 孝紀	名古屋工業大学建築・デザイン分野准教授、 デンマーク王立アカデミー客員教授
委員	明石 須美子	統合準備委員会委員代表（多気町教育委員）
委員	森本 直美	多気町副町長
委員	小林 真一	多気町教育長
委員	遠 武彦	多気町財務政策課 参事

第3 審査の手順

審査の手順は、次のとおりとする。



第4 資格審査

入札参加者の代表企業及び構成企業が、入札説明書に示す参加資格の要件を満たしているかどうかを審査し、要件の未達項目があれば失格とする。

第5 提案審査

(1) 入札書類の確認

提出された入札書類がすべて入札説明書の指定どおりに揃っているかを本町において確認する。

(2) 基礎審査

入札参加者の提案内容が、「別紙1 基礎審査の評価基準」に掲げる基礎審査の項目を充足しているかについて本町が審査を行う。基礎審査の項目を充足している場合は適格とし、充足していない場合は失格とする。

(3) 加点審査（性能評価点の算定）

基礎審査において適格とみなされた提案について、事業者選定委員会において性能評価として加点審査を行う。加点審査は、入札参加者の提案内容について、以下に示す評価項目について加点基準に応じて得点（加点）を付与する。加点審査は最大800点とし、その内訳は「別紙2 加点審査の評価基準」に示す。

なお、加点審査に基づく性能評価点の計算に当たり、小数点以下がある場合は第2位を四捨五入するものとするが、その過程において、要求水準を充足していないことが判明した場合には失格とする。

【加点審査の項目】

評価項目	配点	備考
I. 事業内容に関する事項	625	配点の割合：最大800点中 約78.1%
1. 事業計画全般に関する事項	(100)	〃 約12.5%
2. 設計関連業務に関する事項	(400)	〃 約50.0%
3. 施工・工事監理関連業務に関する事項	(125)	〃 約15.6%
II. 入札者独自の提案に関する事項	100	〃 約12.5%
III. 整備コンセプトに関する事項	75	〃 約9.4%
合 計	800	

【加点基準】

評価	評価基準	比率 (点数＝配点×比率)
A	要求水準と比べて、特に優れている	100%
B	〃、優れている（AとCの中間程度）	67%
C	〃、やや優れている	33%
D	要求水準と同程度で、優れている点はない	0%

(4) 価格評価点の算定

総合評価点を算定する際の価格評価点（最大200点）については、入札書に記載された入札価格で行うものとし、入札価格に対して、次式により価格評価点を算定する。

価格評価点の計算に当たっては、小数点以下第2位を四捨五入し、価格評価点の上限を200点とする。なお、基準価格は、6,983,222,000円（消費税等相当額を除く。）とし、基準価格を超える場合は失格とする。

【算定式】

$$\text{入札価格Aの得点} = 200 \times \frac{\text{最低の入札価格}}{\text{入札価格A}}$$

※最低価格を提示した提案に満点（200点）を付与する。

(5) 最優秀提案の算定

性能評価点と価格評価点を、次式に基づいて加算した値を総合評価点とし、これが最大となった提案を最優秀提案者として選定する。

【算定式】

$$\text{総合評価点} = \text{性能評価点（加点審査：最大800点）} + \text{価格評価点（最大200点）}$$

第6 落札者の決定

本町は、提案審査の結果に基づいて事業者選定委員会により選定された最優秀提案者を踏まえ、落札者を決定する。ただし、最優秀提案者が複数となった場合（総合評価点が同点の時）は、性能評価点が最も高い者を最優秀提案者とする。また、性能評価点も同点の場合は、当該者にくじを引かせて最優秀提案者を選定する。